

継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応

— 財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(9)—

坂 柳 明

1. はじめに—「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況が生じる理由が財務諸表の注記に示される余地はあるか

企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（継続企業（going concern）の前提）が疑わしい状況で、その財務諸表を監査する監査人がどのような判断を行い、監査人の対応はどうかを論理的に導くことは、監査制度を設計するための指針を提供する点で、大きな意味がある。日本の監査制度上も、「継続企業の前提が疑わしい場合」の監査人の対応が規定されてきた。

例えば、その会社にとって、重要な債務の返済が困難である場合、あるいは資金調達が困難である場合のような、「継続企業の前提が疑わしい」状況に直面した監査人が、どのような対応をとるのかについて、現行監査基準の「第四報告基準 六 継続企業の前提 1」では、「監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるが、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合において、継続企業の前提に関する事項が財務諸表に適切に記載されていると判断して無限定適正意見を表明するときには、継続企業の前提に関する事項について監査報告書に追記しなければならない。」（傍線筆者）と規定されている。この規定に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」との関係で、企業会計審議会（2009）、及び2009年の監査基準改訂後に整備された開示制度及び監査制度に見られる「継続企業の前提に関する重要な

不確実性」が、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」¹⁾を指している、という解釈²⁾のもとで、坂柳（2017, 50-52）では、ダイキサウンド株式会社（以下、「ダイキサウンド」とする）の2009年連結財務諸表の注記（坂柳（2017, 53）を参照）において、そこに見られる「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」に含まれないところの、「当社グループの事業継続は、上記の収支状況及び財務状況の改善並びに親会社であるアイシス・パートナーズ株式会社との継続的な連携に依存して」いる状況、という形で特定される、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」があることを指摘した。その上で、坂柳（2017, 52-54）では、上記の「当社グループの事業継続は、上記の収支状況及び財務状況の改善並びに親会社であるアイシス・パートナーズ株式会社との継続的な連携に依存して」いる状況が、既に示されているダイキサウンドの2009年連結財務諸表の注記においては、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、改めて示される必要はなく、その意味で、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、ダイキサウンドの2009年連結財務諸表の注記に示される余地がないことを指摘した。

他方、2009年に監査基準が改訂された後に整備された開示制度である、(1)：

-
- 1) ここでの「影響」には、「金額的に重要な影響」という意味を含めている。また、「事象」については、日本公認会計士協会（2011a）の「付録2：用語集」にある「不確実性」、即ち、「将来の帰結が企業の直接的な影響が及ばない将来の行為や事象に依存し、財務諸表に影響を及ぼす可能性がある状況」（傍線筆者）に見られる「企業の直接的な影響が及ばない」ものを想定している。
 - 2) 本稿では、「特定の事象が将来に発生する可能性」については、(1)：日本公認会計士協会（2011b）の5項の「事象又は状況若しくはその結果の発生が将来になるほど、当該事象又は状況の結果の不確実性は著しく高くなる」（傍線筆者）に見られるような、「事象又は状況若しくはその結果の発生が将来になる」ほど「著しく高くなる」ものとは考えていないし、(2)：同A13項の「事象又は状況の発生が将来になるほど、その事象又は状況の結果の不確実性の程度は高くなる」（傍線筆者）に見られるような、「事象又は状況の発生が将来になる」ほど「高くなる」ものとも考えていない。

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下、「財務諸表等規則」とする）（2009年4月20日改正）の第8条の27³⁾においては、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき」に、「注記しなければならない」事項として、「三 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由」（傍線筆者）に見られるような、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる「その理由」が示されている。また、(2)：日本公認会計士協会（2009b）の「7. 継続企業の前提に関する注記」においては、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき」に、「財務諸表に注記」する事項として、「③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由」（傍線筆者）に見られるような、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる「その理由」が示されている。ここで、以上の(1)及び(2)で述べたことに注目すると、次の問題を提起することができる。

それは、2つ前の段落に示した坂柳（2017, 52-54）の議論を踏まえて、①：「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、財務諸表の注記に示される余地がないとしても、②：「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況（例えば、先に示したダイキサウンドの2009年連結財務諸表の注記に見られるような、「当社グループの事業継続は、上記の収支状況及び財務状況の改善並びに親会社であるアイシス・パートナーズ株式会社との継続的な連携に依存して」いる状況）は、財務諸表の注記に示されている場合に、その「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況が生じる理由は、その財務諸表の注記に示される余地があるのか、という問題である。本稿では、この問題を考察する。この問題がどのように解決されるかによって、「継続企業の前提が疑わしい」場合に、注記に示される内容、及び注記に示される内容が踏まえられた上で、監査報告

3) 「連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2009年7月8日改正）の第15条の22では、財務諸表等規則第8条の27の規定を連結財務諸表提出会社について準用する旨が示されている。

書に「追記」される内容が変わってくる可能性がある。そして、それらの内容が変われば、利害関係者の意思決定が変わる可能性があるので、この問題の考察は、重要である。

この問題を考察するための、本稿の議論は、次の前提のもとで行われる。それは、財務諸表の注記の内容を踏まえて、[1]：「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況が生じる理由が、財務諸表の注記に示されていれば、その「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況が生じる理由は、その財務諸表の注記に示される余地があり、[2]：上記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況が生じる理由が、財務諸表の注記に示されていなければ、その「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況が生じる理由は、その財務諸表の注記に示される余地がない、という前提である。

この前提のもとで、①：第2節の(1)では、日本レース株式会社（以下、「日本レース」とする）の2001年連結財務諸表の注記に、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している、「新規事業及び業務提携」の「進展如何によっては会社の継続性に重要な影響を及ぼす可能性が残されている」状況が生じる理由、即ち、「新規事業及び業務提携については緒についたばかり」であることが、示される余地があることを指摘する。また、②：第2節の(2)では、株式会社大盛工業（以下、「大盛工業」とする）の2002年連結財務諸表の注記に、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している、「基本方針」の「達成如何によっては今後の当社グループの事業の継続性に重要な影響を与える可能性」がある状況が生じる理由、即ち、「基本方針の達成にはいずれも諸困難と不確実性が伴うことも事実」であることが、示される余地があることを指摘する。そして、③：第2節の(3)では、第2節の(1)及び(2)の議論を踏まえた上で、一般

的には、上記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況が生じる理由、即ち、「「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象が発生する可能性があることを示唆している状況」があることが、財務諸表の注記に示される余地があることを指摘する。

他方、第3節では、山水電気株式会社（以下、「山水電気」とする）の2000年連結財務諸表の注記を取り上げ、そこに見られる、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している、[1]:「当社及び連結子会社の事業継続の可否」が「グランデ・グループから当社及び連結子会社の事業継続に必要な財政的支援が今後も引き続き得られるか否かにかかって」いる状況（第3節の(1)を参照）、及び[2]:「当該借入金の返済及び利息の支払いの履行請求に関する法的措置を受けた場合…当社及び連結子会社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」がある状況（第3節の(2)を参照）、そして、[3]:「下記(4)に係る裁判の結果如何によっては、当社及び連結子会社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」がある状況（第3節の(3)を参照）のそれぞれの状況が生じる理由が、その財務諸表の注記に示されているかどうか考察される。この考察は、(1):山水電気の2000年連結財務諸表の注記に、経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が示されている、と解釈できるかどうか検討された上で、上記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況が生じる理由、即ち、前段落で述べたような、「「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象が発生する可能性があることを示唆している状況」があることが、その財務諸表の注記に示されているかどうか、及び(2):そのような「「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象が発生する可能性があることを示唆している状況」があること以外の、上記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況が生じる理由が、そ

の財務諸表の注記に示されているかどうか、という観点から行われる。

そして、第4節では、将来の開示制度及び監査制度を設計するに当たっての指針を示すために、2009年の監査基準の改訂後の開示制度及び監査上の実務指針を評価する。その評価は、第2節及び第3節の考察の結果を踏まえて、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況が生じる理由がある場合と、そのような理由がない場合の両方の場合を、2009年の監査基準の改訂後の開示制度及び監査上の実務指針に反映させるためには、どのようにすればよいのか、という観点から行われる。そして、最後の第5節では、本稿の結論、貢献、今後の課題を示す。

2. 日本レースの2001年連結財務諸表の注記の分析及び大盛工業の2002年連結財務諸表の注記の分析

(1) 日本レースの2001年連結財務諸表の注記の分析

まず、日本レースの2001年連結財務諸表の注記（（追加情報）⁴⁾）を見てみよう（[事例2-1]）⁵⁾。この[事例2-1]によると、「当社はあらゆる角度から赤字体質の抜本的改革を継続推進中」（傍線筆者）であり、その「赤字体質」の「抜本的改革」の内容について、[事例2-1]では、「事業資金の調達」、「新規事業の導入」、「業務提携」に積極的に取り組むこと、「レース事業の再構築」が示されている。

4) (1): 日本レースの2001年連結財務諸表の「追加情報」、及び(2): 大盛工業の2002年連結財務諸表の「追加情報」、そして、(3): 山水電気の2000年連結財務諸表の「追加情報」については、関係する「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」を参照すると、以下に示すその第15条が適用されている、と解釈できる。

「この規則において特に定める注記のほか、連結財務諸表提出会社の利害関係人が企業集団の財政及び経営の状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。」

5) 本稿で示す財務諸表の注記の事例は、eolより入手した。

【事例2-1】—日本レースの2001年連結財務諸表の注記

「1. 当社はあらゆる角度から赤字体質の抜本的改革を継続推進中であり、その内容は事業資金の調達を始め、新たな収益の柱を求め新規事業の導入、さらには業務提携にも積極的に取り組むこと、またレース事業の再構築にある。当面の資金調達については目処がついたが、新規事業及び業務提携については緒についたばかりであり、その進展如何によっては会社の継続性に重要な影響を及ぼす可能性が残されている。」（傍線筆者）

他方、[事例2-1]には、「その進展如何によっては会社の継続性に重要な影響を及ぼす可能性が残されている」（傍線筆者）という記述（※1）が見られるが、この※1の中の「その進展如何」が、[事例2-1]中の文のつながりを考慮して、「新規事業及び業務提携」の「進展如何」を指している、と推察すると、上記の※1に見られるような、「その進展如何によっては会社の継続性に重要な影響を及ぼす可能性が残されている」状況は、「新規事業及び業務提携」の「進展如何によっては会社の継続性に重要な影響を及ぼす可能性が残されている」状況を指していることになる。

次に、上記の※1の中の「会社の継続」は、「会社が行う何かの事業の継続」によって達成される、と解釈すると、上記の「その進展如何によっては会社の継続性に重要な影響を及ぼす可能性が残されている」状況、即ち、「新規事業及び業務提携」の「進展如何によっては会社の継続性に重要な影響を及ぼす可能性が残されている」状況において、「会社の継続」を達成するための「会社が行う何かの事業の継続」に影響を与えるところの、「将来に発生する特定の事象」として、特に「新規事業及び業務提携」が進展しない」という事象の発生可能性が、一定程度以上あることが想定されている、と解釈する場合には、次のことが言える。それは、[事例2-1]においては、「新規事業及び業務提携」の「進展如何によっては会社の継続性に重要な影響を及ぼす可能性が残されている」状況、という形で特定される、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継

続企業の前提に関する重要な不確実性」がある、ということである。

ここで、上記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容が、「新規事業及び業務提携」の「進展如何によっては会社の継続性に重要な影響を及ぼす可能性が残されている」状況、という形で、[事例2-1]に示されているのであれば、改めて、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、[事例2-1]に記載される必要はない。その意味で、「その進展如何によっては会社の継続性に重要な影響を及ぼす可能性が残されている」という記述の代わりに、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、[事例2-1]に示される余地はなく、[事例2-1]には、[事例2-1]に見られるような、「その進展如何によっては会社の継続性に重要な影響を及ぼす可能性が残されている」という記述が、示されればよいことになる。

そうであれば、[事例2-1]については、次の問題が生じる。それは、[事例2-1]において、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、示される余地がないとしても、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指しているところの、「新規事業及び業務提携」の「進展如何によっては会社の継続性に重要な影響を及ぼす可能性が残されている」状況は、[事例2-1]に示されている場合に、その状況が生じる理由は、[事例2-1]に示される余地があるのか、という問題である。

ここで、(1)：[事例2-1]中の「新規事業及び業務提携」について、「その進展如何によっては」という記述が[事例2-1]にあることを踏まえると、「新規事業及び業務提携」が「進展」するかどうかについて、[事例2-1]中の「新規事業及び業務提携については緒についたばかりであり」という記述は、[事例2-1]に見られるような「新規事業の導入」や「業務提携」への積極的な取り組みがあっても、「新規事業及び業務提携」が進展しない」という事象が発生する可能性があることを示唆している、と解釈できる。また、(2)：先ほど述べたように、[事例2-1]に見られるような、「新規事業及び業務提携」の「進

展如何によっては会社の継続性に重要な影響を及ぼす可能性が残されている」状況においては、「会社の継続」を達成するための「会社が行う何かの事業の継続」に影響を与えるところの、「将来に発生する特定の事象」として、特に「新規事業及び業務提携」が進展しない」という事象の発生可能性が、一定程度以上あることが想定されている、と解釈している。そうすると、上記の(1)及び(2)を踏まえると、[事例2-1]中の「新規事業及び業務提携については緒についたばかりであり、その進展如何によっては会社の継続性に重要な影響を及ぼす可能性が残されている」という記述は、「新規事業及び業務提携」が進展しない」という事象が発生する可能性があることを示唆している、と解釈できるところの、「新規事業及び業務提携については緒についたばかり」である状況によって、「新規事業及び業務提携」の「進展如何によっては会社の継続性に重要な影響を及ぼす可能性が残されている」状況が生じることを示している、と理解できる。

そうであれば、次のことが言える。それは、[事例2-1]に見られるような、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している、「新規事業及び業務提携」の「進展如何によっては会社の継続性に重要な影響を及ぼす可能性が残されている」状況が生じる理由、即ち、「新規事業及び業務提携については緒についたばかり」であることは、[事例2-1]に見られるような、「新規事業及び業務提携については緒についたばかりであり」という形で、[事例2-1]に示される余地がある、ということである。

(2) 大盛工業の2002年連結財務諸表の注記の分析

次に、大盛工業の2002年連結財務諸表の注記（追加情報）を見てみよう（[事例2-2]）⁶⁾。この[事例2-2]によると、「当社グループ」は、「前連結会計

6) 坂柳（2014, 95）の[事例4-1]に示した大盛工業の2002年連結財務諸表の注記

年度に引続き2期連続の債務超過」となったため、「当連結会計年度を初年度とする「経営中期計画（平成14年7月期～平成16年7月期）」に基づいて、「元請受注体制の強化」や「営業基盤の再編」等の「基本方針」の達成に、「グループ全体の総力を傾注して」いることがわかる。

[事例 2-2] 一大盛工業の2002年連結財務諸表の注記

「経営中期計画

当社グループの当連結会計年度は、年度中に転換社債19億円を発行し、転換権行使により資本金及び資本準備金繰入20億円がありながらも、残念ながら前連結会計年度に引続き2期連続の債務超過となりました。このため当連結会計年度を初年度とする「経営中期計画（平成14年7月期～平成16年7月期）」に基づき、元請受注体制の強化、営業基盤の再編、新技術（OLY工法）の活用、固定資産・販売用不動産・有価証券等の売却、有利子負債の3割程度削減、2割程度の人員削減等の基本方針の達成にグループ全体の総力を傾注しております。

中心となる建設事業については、持続的に利益を出せる体制を構築していくことが大きな課題と認識しております。具体的には、本業への回帰により上・下水道事業専業とし更に積算能力を高めてまいります。また、工事予算は近年低下傾向の中で安定的に利益を確保するために、元請受注の割合を高める努力を重視しております。現場の予算管理についても、協力会社との契約を確立し、予定利益を確保する体制をとっております。さらに人員の削減、給与の減額なども行い、今後も「出る金を少なく」を基本に検討を進めてまいります。こうした結果、当連結会計年度における元請受注は受注全体の61.5%を達成しております。その他に、有価証券の売却、使用頻度の低い建設機械の売却等による有利子負債の削減（借入金9.1%の削減）、営業基盤の再編に伴い関西支店及び東北支店の事業所を閉鎖し人員削減（29名）を推し進めて直接経費の削減等に具体化しております。

また、当面の財政危機打開のために前述した転換社債の発行、取引先金融機関に対する理解とさらなる協力を要請しつつあります。

さらに、上記の基本方針を達成して事業の再構築を実現するためには、財務の健全化を図ることは不可欠との判断から、時価が著しく下落している不動産事業等土地の減損215,002千円（「不動産事業等支出金評価損」）、定期借地権付住宅として販売済の賃貸用土地の減損618,641千円（「賃貸用土地評価損」）、事業に供していないファイナンス・リース資産の除却損312,211千円（「リース資産除却損」）、

に見られる「経営注記計画」は、「経営中期計画」の誤りである。

社債発行費一括償却損464,178千円、当連結会計年度に閉鎖した三郷工場と茨城工場（第二工場）の土地評価損1,131,497千円を含む支店・工場閉鎖損1,790,894千円をいずれも特別損失に計上しております。

但し、上記の基本方針の達成にはいずれも諸困難と不確実性が伴うことも事実であり、その達成如何によっては今後の当社グループの事業の継続性に重要な影響を与える可能性がありますので、グループ全社を挙げて確実に「経営中期計画」を達成して、一層の財務体質強化に邁進する所存であります。」（傍線筆者）

他方、[事例2-2]には、「その達成如何によっては今後の当社グループの事業の継続性に重要な影響を与える可能性があります」という記述が見られるが、[事例2-2]中の文のつながりを考慮すると、この記述によって示される、「その達成如何によっては今後の当社グループの事業の継続性に重要な影響を与える可能性」（傍線筆者）がある状況、即ち、「基本方針」の「達成如何によっては今後の当社グループの事業の継続性に重要な影響を与える可能性」がある状況において、「当社グループの事業の継続」に影響を与えるところの、「将来に発生する特定の事象」として、特に「基本方針の達成ができない」という事象の発生可能性が、一定程度以上あることが想定されている、と解釈する場合には、次のことが言える。それは、[事例2-2]においては、「基本方針」の「達成如何によっては今後の当社グループの事業の継続性に重要な影響を与える可能性」がある状況、という形で特定される、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」がある、ということである。

ここで、上記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容が、「基本方針」の「達成如何によっては今後の当社グループの事業の継続性に重要な影響を与える可能性」がある状況、という形で、[事例2-2]に示されているのであれば、改めて、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、[事例2-2]に記載される必要はない。その意味で、「その達成如何によっては今後の当社グループの事業の継続性に重要な影響を与える可能性があります」という記述の代わりに、「継続企業の前提に

関する重要な不確実性」が認められる旨が、[事例2-2]に示される余地はなく、[事例2-2]には、[事例2-2]に見られるような、「その達成如何によっては今後の当社グループの事業の継続性に重要な影響を与える可能性があります」という記述が、示されればよいことになる⁷⁾。

そうであれば、[事例2-2]については、次の問題が生じる。それは、[事例2-2]において、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、示される余地がないとしても、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指しているところの、「基本方針」の「達成如何によっては今後の当社グループの事業の継続性に重要な影響を与える可能性」がある状況は、[事例2-2]に示されている場合に、その状況が生じる理由は、[事例2-2]に示される余地があるのか、という問題である。

ここで、(1)：[事例2-2]中の「基本方針」について、「その達成如何によっては」という記述が[事例2-2]にあることを踏まえると、「基本方針」が「達成」できるかどうかについて、[事例2-2]中の「基本方針の達成にはいずれも諸困難と不確実性が伴うことも事実であり」という記述は、[事例2-2]に

7) 詳しくは、次節の議論を参照頂きたいが、次節では、山水電気の2000年連結財務諸表の注記([事例3-1])において、①：「当社及び連結子会社の事業継続の可否」が「グランデ・グループから当社及び連結子会社の事業継続に必要な十分な財政的支援が今後も引き続き得られるか否かにかかって」いる状況、及び②：「当該借入金の返済及び利息の支払いの履行請求に関する法的措置を受けた場合…当社及び連結子会社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」がある状況、そして、③：「下記(4)に係る裁判の結果如何によっては、当社及び連結子会社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」がある状況、という形で特定される、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」がある、ということが示される。本節の(1)～(2)の議論を踏まえると、上記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容が、上記の①～③に示した状況の形で、[制度3-1]に示されているのであれば、改めて、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、[事例3-1]に記載される必要はないことになるが、次節の議論においては、そのような必要はない旨の指摘、及び「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、[事例3-1]に示される余地はない旨の指摘は、紙幅の都合により省略する。

見られるような「基本方針」があっても、「基本方針」が達成できない」という事象が発生する可能性があることを示唆している、と解釈できる。また、(2)：先ほど述べたように、[事例2-2]に見られるような、「基本方針」の「達成如何によっては今後の当社グループの事業の継続性に重要な影響を与える可能性」がある状況においては、「当社グループの事業の継続」に影響を与えるところの、「将来に発生する特定の事象」として、特に「基本方針」の達成ができない」という事象の発生可能性が、一定程度以上あることが想定されている、と解釈している。そうすると、上記の(1)及び(2)を踏まえると、[事例2-2]中の「基本方針の達成にはいずれも諸困難と不確実性が伴うことも事実であり、その達成如何によっては今後の当社グループの事業の継続性に重要な影響を与える可能性があります」という記述は、「その「基本方針」が達成できない」という事象が発生する可能性があることを示唆している、と解釈できるところの、「基本方針の達成にはいずれも諸困難と不確実性が伴うことも事実」である状況によって、「基本方針」の「達成如何によっては今後の当社グループの事業の継続性に重要な影響を与える可能性」がある状況が生じることを示している、と理解できる。

そうであれば、次のことが言える。それは、[事例2-2]に見られるような、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している、「基本方針」の「達成如何によっては今後の当社グループの事業の継続性に重要な影響を与える可能性」がある状況が生じる理由、即ち、「基本方針の達成にはいずれも諸困難と不確実性が伴うことも事実」であることは、「事例2-2」に見られるような、「基本方針の達成にはいずれも諸困難と不確実性が伴うことも事実であり」という形で、[事例2-2]に示される余地がある、ということである。

(3) 本節の(1)～(2)から一般に導かれること

ここで、(1)：本節の(1)で示した [事例2-1] 中の「新規事業の導入」や「業

務提携」への積極的な取り組みが、[事例2-1]に見られる「赤字体質」の「抜本的改革」の内容であることを踏まえると、そのような「新規事業の導入」や「業務提携」への積極的な取り組みは、経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」と捉えることができる。また、(2)：本節の(2)で示した [事例2-2] 中の「元請受注体制の強化」や「営業基盤の再編」等の「基本方針」が、[事例2-2]に見られる「2期連続の債務超過」との関係で記述されている、「経営中期計画」に基づく「基本方針」であることを踏まえると、そのような「基本方針」は、やはり経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」と捉えることができる。

そうすると、①：[事例2-1]に見られる「新規事業の導入」や「業務提携」への積極的な取り組みがあっても、「新規事業及び業務提携」が進展しない」という事象が発生する可能性がある状況、及び②：[事例2-2]に見られる「基本方針」があっても、「基本方針」が達成できない」という事象が発生する可能性がある状況は、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象が発生する可能性があることを示唆している状況」という形で、一般的に記述することができる。そうであれば、[1]：本節の(1)で述べたような、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している、「新規事業及び業務提携」の「進展如何によっては会社の継続性に重要な影響を及ぼす可能性が残されている」状況が、「新規事業及び業務提携については緒についたばかり」である状況によって生じること、及び [2]：本節の(2)で述べたような、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している、「基本方針」の「達成如何によっては今後の当社グループの事業の継続性に重要な影響を与える可能性」がある状況が、「基本方針の達成にはいざれも諸困難と不確実性が伴うことも事実」である状況によって生じること踏まえると、次のことが言える。

それは、前段落で述べたように、(1)：[事例2-1]に見られる「新規事業及び業務提携については緒についたばかり」である状況、及び(2)：[事例2-2]に見られる「基本方針の達成にはいずれも諸困難と不確実性が伴うことも事実」である状況は、一般的には、「[経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象が発生する可能性があることを示唆している状況」という形で記述できるので、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況（①：[事例2-1]においては、「新規事業及び業務提携」の「進展如何によっては会社の継続性に重要な影響を及ぼす可能性が残されている」状況であり、②：[事例2-2]においては、「基本方針」の「達成如何によっては今後の当社グループの事業の継続性に重要な影響を与える可能性」がある状況）は、「[経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象が発生する可能性があることを示唆している状況」によって生じる、ということである。そうであれば、一般的には、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況が生じる理由、即ち、「[経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象が発生する可能性があることを示唆している状況」があることが、財務諸表の注記に示される余地がある、ということになる。

3. 山水電気の2000年連結財務諸表の注記の分析

(1) 「当社及び連結子会社の事業継続の可否」が「グランデ・グループから当社及び連結子会社の事業継続に必要な十分な財政的支援が今後も引き続き得られるか否かにかかって」いる状況に注目して

次に、山水電気の2000年連結財務諸表の注記（注記事項（連結貸借対照表関

係) 7. 追加情報 (2) 今後の当企業集団経営改善に係る計画及び見通し) を見てみよう ([事例 3-1])。この [事例 3-1] には、「当社及び連結子会社の事業継続の可否はグランデ・グループから当社及び連結子会社の事業継続に必要な十分な財政的支援が今後も引き続き得られるか否かにかかっています」(傍線筆者) という記述が見られるが、この記述中の「…にかかっています」という記述を踏まえると、「当社及び連結子会社の事業継続の可否」は、「グランデ・グループ」からの「当社及び連結子会社の事業継続に必要な十分な財政的支援」の影響を受けることがわかる。

[事例 3-1]—山水電気の2000年連結財務諸表の注記—7. 追加情報 (2) 今後の当企業集団経営改善に係る計画及び見通し

「当社及び連結子会社は、グランデ・グループの支援のもとで経営構造改革に取り組んでおりますが、平成7年度より債務超過の状況にあり、当連結会計年度末におけるその額は、8,181百万円になっております。当社及び連結子会社は長期に亘る業績の低迷とそれに伴う株価の低迷により、市中銀行からも株式市場を通じての一般投資家からも十分な資金調達をすることは困難な状況にあります。このため、当社及び連結子会社の事業継続の可否はグランデ・グループから当社及び連結子会社の事業継続に必要な十分な財政的支援が今後も引き続き得られるか否かにかかっています。

また、当連結会計年度末において当社及び連結子会社は支払期限を経過している未返済の借入金及び未払利息を総額7,375百万円有しているため、当該借入金の返済及び利息の支払いの履行請求に関する法的措置を受けた場合及び下記(4)に係る裁判の結果如何によっては、当社及び連結子会社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性があります。」(傍線筆者)

他方、[事例 3-1] に見られるような、「当社及び連結子会社の事業継続の可否」が「グランデ・グループから当社及び連結子会社の事業継続に必要な十分な財政的支援が今後も引き続き得られるか否かにかかっています」(傍線筆者) いる状況において、「当社及び連結子会社の事業継続」に影響を与えるところの、「将来に発生する特定の事象」として、特に「グランデ・グループ」からの「当社及び連結子会社の事業継続に必要な十分な財政的支援」が「今後」は得られな

い」という事象の発生可能性が、一定程度以上あることが想定されている、と解釈する場合には、次のことが言える。それは、[事例3-1]においては、「当社及び連結子会社の事業継続の可否」が「グランデ・グループから当社及び連結子会社の事業継続に必要な十分な財政的支援が今後も引き続き得られるか否かにかかって」いる状況、という形で特定される、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」がある、ということである。

ここで、このような「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容が、「当社及び連結子会社の事業継続の可否」が「グランデ・グループから当社及び連結子会社の事業継続に必要な十分な財政的支援が今後も引き続き得られるか否かにかかって」いる状況、という形で、[事例3-1]に示されている場合に、[事例3-1]については、次の問題が生じる。それは、[事例3-1]において、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、示される余地がないとしても、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指しているところの、「当社及び連結子会社の事業継続の可否」が「グランデ・グループから当社及び連結子会社の事業継続に必要な十分な財政的支援が今後も引き続き得られるか否かにかかって」いる状況は、[事例3-1]に示されている場合に、その状況が生じる理由は、[事例3-1]に示される余地があるのか、という問題（※2）である。

まず、〈1〉：この※2について、(1)：[事例3-1]には、「当社及び連結子会社は長期に亘る業績の低迷とそれに伴う株価の低迷により、市中銀行からも株式市場を通じての一般投資家からも十分な資金調達をすることは困難な状況にあります」という記述の後に、「このため」という記述があることがわかる。また、(2)：[事例3-1]には、「このため」という記述の後に、「当社及び連結子会社の事業継続の可否はグランデ・グループから当社及び連結子会社の事業継続に必要な十分な財政的支援が今後も引き続き得られるか否かにかかっております」という記述があることがわかる。ここで、以上の(1)及び(2)で述べたこと

を踏まえると、[事例3-1]に見られるような、「当社及び連結子会社の事業継続の可否」が「グランデ・グループから当社及び連結子会社の事業継続に必要な十分な財政的支援が今後も引き続き得られるか否かにかかって」いる状況は、[事例3-1]中の「このため」という記述より前に示されている、「当社及び連結子会社は長期に亘る業績の低迷とそれに伴う株価の低迷により、市中銀行からも株式市場を通じての一般投資家からも十分な資金調達をすること」が、「困難な状況」によって生じることがわかる。

そうであれば、次のことが言える。それは、[事例3-1]に見られるような、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している、「当社及び連結子会社の事業継続の可否」が「グランデ・グループから当社及び連結子会社の事業継続に必要な十分な財政的支援が今後も引き続き得られるか否かにかかって」いる状況が生じる理由、即ち、上記の「当社及び連結子会社は長期に亘る業績の低迷とそれに伴う株価の低迷により、市中銀行からも株式市場を通じての一般投資家からも十分な資金調達をすること」が「困難な状況」にあることが、[事例3-1]に見られるような、「当社及び連結子会社は長期に亘る業績の低迷とそれに伴う株価の低迷により、市中銀行からも株式市場を通じての一般投資家からも十分な資金調達をすることは困難な状況にあります」という形で、[事例3-1]に示される余地がある、ということである。

次に、〈2〉：他方、先ほど示した問題（※2）との関係では、次のことも言える。それは、[事例3-1]に見られるような、「当社及び連結子会社の事業継続の可否はグランデ・グループから当社及び連結子会社の事業継続に必要な十分な財政的支援が今後も引き続き得られるか否かにかかって」（傍線筆者）いる状況においては、先に述べたように、「[グランデ・グループ]からの「当社及び連結子会社の事業継続に必要な十分な財政的支援」が「今後」は得られない」という事象の発生可能性が、一定程度以上あることが想定されている、と解釈するにしても、[事例3-1]においては、「[グランデ・グループ]からの「当

社及び連結子会社の事業継続に必要な財政的支援」が「今後」は得られない」という事象が発生する可能性がある状況が生じる理由が示されていない、ということである。

このことは、(1)：前節の(1)で示した〔事例2-1〕については、「新規事業及び業務提携」が進展しない」という事象が発生する可能性があることを示唆している、と解釈できる「新規事業及び業務提携については緒についたばかり」である状況、及び(2)：前節の(2)で示した〔事例2-2〕については、「基本方針」が達成できない」という事象が発生する可能性があることを示唆している、と解釈できる「基本方針の達成にはいずれも諸困難と不確実性が伴うことも事実」である状況のような、前節の(3)で述べたところの、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象が発生する可能性があることを示唆している状況」との関係では、次のことを意味する。それは、〔事例3-1〕に見られるような、「当社及び連結子会社の事業継続の可否」が「グランデ・グループから当社及び連結子会社の事業継続に必要な財政的支援が今後も引き続き得られるか否かにかかって」いる状況について、〔事例3-1〕には、「グランデ・グループ」からの「当社及び連結子会社の事業継続に必要な財政的支援」という形の、経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が示されている、とは解釈できるものの、〔事例3-1〕について、「グランデ・グループ」からの「当社及び連結子会社の事業継続に必要な財政的支援」が「今後」は得られない」という事象が発生する可能性がある状況が生じる理由に注目すると、〔事例3-1〕には、前節の(3)で述べたところの、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象が発生する可能性があることを示唆している状況」が示されていない、ということである。

そうであれば、〔事例3-1〕においては、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している、「当社及び連結子

会社の事業継続の可否」が「グランデ・グループから当社及び連結子会社の事業継続に必要な十分な財政的支援が今後も引き続き得られるか否かにかかって」いる状況（※3）が生じる理由は、先ほどの〈1〉で述べたような、「当社及び連結子会社は長期に亘る業績の低迷とそれに伴う株価の低迷により、市中銀行からも株式市場を通じての一般投資家からも十分な資金調達をすること」が「困難な状況」にあること以外は、[事例3-1]には示されていない、ということになる。そうすると、第1節に示した本稿の議論の前提、即ち、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況が生じる理由が、財務諸表の注記に示されていなければ、その「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況が生じる理由は、その財務諸表の注記に示される余地がない、という前提に従って、上記の※3が生じる理由は、[事例3-1]に示される余地がないことになる⁸⁾。

(2) 「当該借入金の返済及び利息の支払いの履行請求に関する法的措置を受けた場合…当社及び連結子会社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」がある状況に注目して

次に、[事例3-1]に見られる、「当該借入金の返済及び利息の支払いの履行請求に関する法的措置を受けた場合及び下記(4)に係る裁判の結果如何によっては、当社及び連結子会社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性があります」(傍線筆者)という記述に注目してみよう。この記述に見られる「下記(4)」が、[事例3-1]、即ち、山水電気の2000年連結財務諸表の注記

8) 本稿の以下の議論においては、記述が長くなることを避けるために、「[会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況が生じる理由が、財務諸表の注記に示されていなければ、その「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況が生じる理由は、その財務諸表の注記に示される余地がない、という前提」(※)と記す必要がある場合でも、上記の※を、単に「第1節に示した本稿の議論の前提」と記すことにする。

である「7. 追加情報」の「(2)」で参照されていることを踏まえると、この「下記(4)」は、以下に示す山水電気の2000年連結財務諸表の注記（注記事項（連結貸借対照表関係）7. 追加情報(4) 訴訟の提起）（[事例3-2]）を指している、と推察される⁹⁾。

[事例3-2]—山水電気の2000年連結財務諸表の注記—7. 追加情報(4) 訴訟の提起

「当社は平成12年10月25日にシンガー・エヌ・ブイにより貸金総額9,699,162米
国ドルの返済請求を東京地方裁判所に提訴されました。原告は、米国において同
国連邦破産法第11章にもとづく再建手続きの開始申立を行ったザ・シンガー・カ
ンパニー・エヌ・ブイ（以下「旧シンガー」）から旧シンガーの有していた債権
を承継したと主張しております。

また、返還請求を受けている借入金は、当初旧シンガーから当社の子会社である
SICに貸付けられたものですが、その後当社がSICから債務引受を行ったものと
して、平成9年12月期より当社の貸借対照表に計上されており、同時にSICに対
する同額の貸付金が計上されました。なお、当該貸付金は、平成12年12月31日現
在の当社の貸借対照表上、同額の貸倒引当金と直接相殺されております。

この訴訟については、①原告が旧シンガーから正当に債権を承継した債権者である
か否か及び②この訴訟を契機に当社において検討した結果、当該債務引受が法的
要件を満たしているか否かが争点になっております。現時点においては裁判の
結果を予測することは出来ません。」（傍線筆者）

他方、[事例3-1]に見られるような、「当該借入金の返済及び利息の支払いの履行請求に関する法的措置を受けた場合及び下記(4)に係る裁判の結果如何によっては、当社及び連結子会社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」（傍線筆者）がある状況において、「当該借入金の返済及び利息の支

9) [事例3-1]中の「裁判」とは、[事例3-2]によると、「原告」である「シンガー・エヌ・ブイ」からの「貸金総額9,699,162米ドルの返済請求」を「当社」が受けており、「①原告が旧シンガーから正当に債権を承継した債権者であるか否か」、及び「当社がSICから債務引受を行った」ことについて、「②…当該債務引受が法的要件を満たしているか否か」が問題になっている裁判である。なお、ここでの「SIC」は、山水電気の2000年個別財務諸表の「注記事項（貸借対照表関係）9. 追加情報(5) 訴訟の提起」によると、「当社」の子会社である「サンスイ・インターナショナル・カンパニー・リミテッド」のことである。

払いの履行請求に関する法的措置を受けた場合…当社及び連結子会社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす」という記述を踏まえて、「当社及び連結子会社の財政状態及び事業継続」に影響を与えるところの、「将来に発生する特定の事象」として、「当該借入金の返済及び利息の支払いの履行請求に関する法的措置」を受ける」という事象の発生可能性が、一定程度以上あることが想定されている、と解釈する場合には、次のことが言える。それは、[事例3-1]においては、上記の「当該借入金の返済及び利息の支払いの履行請求に関する法的措置を受けた場合及び下記(4)に係る裁判の結果如何によっては、当社及び連結子会社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」がある状況のうちの、「当該借入金の返済及び利息の支払いの履行請求に関する法的措置を受けた場合…当社及び連結子会社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」がある状況、という形で特定される、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」がある、ということである。

ここで、このような「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容が、「当該借入金の返済及び利息の支払いの履行請求に関する法的措置を受けた場合…当社及び連結子会社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」がある状況、という形で、[事例3-1]に示されている場合に、[事例3-1]については、次の問題が生じる。それは、[事例3-1]において、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、示される余地がないとしても、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指しているところの、「当該借入金の返済及び利息の支払いの履行請求に関する法的措置を受けた場合…当社及び連結子会社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」がある状況は、[事例3-1]に示されている場合に、その状況が生じる理由は、[事例3-1]に示される余地があるのか、という問題である。

この問題について、(1)：[事例3-1]には、そこで「当連結会計年度末において当社及び連結子会社は支払期限を経過している未返済の借入金及び未払利息を総額7,375百万円有して」いる状況が示されている後に、「…ため」という記述があることがわかる。また、(2)：[事例3-1]には、そこでの「…ため」という記述の後に、「当該借入金の返済及び利息の支払いの履行請求に関する法的措置を受けた場合…当社及び連結子会社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」がある状況が示されていることがわかる。ここで、以上の(1)及び(2)で述べたことを踏まえると、[事例3-1]に見られるような、「当該借入金の返済及び利息の支払いの履行請求に関する法的措置を受けた場合…当社及び連結子会社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」がある状況は、[事例3-1]中の「…ため」という記述より前に示されている、「当連結会計年度末において当社及び連結子会社は支払期限を経過している未返済の借入金及び未払利息を総額7,375百万円有して」いる状況によって生じることがわかる。

そうであれば、次のことが言える。それは、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している、「当該借入金の返済及び利息の支払いの履行請求に関する法的措置を受けた場合…当社及び連結子会社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」がある状況が生じる理由、即ち、「当連結会計年度末において当社及び連結子会社は支払期限を経過している未返済の借入金及び未払利息を総額7,375百万円有して」いることが、[事例3-1]に見られるような、「当連結会計年度末において当社及び連結子会社は支払期限を経過している未返済の借入金及び未払利息を総額7,375百万円有しているため」という形で、[事例3-1]に示される余地がある、ということである。

他方、[事例3-1]に見られるような、「当該借入金の返済及び利息の支払いの履行請求に関する法的措置を受けた場合…当社及び連結子会社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」がある状況については、次のこと

と言える。それは、[事例3-1]には、この状況との関係では、「当該借入金の返済及び利息の支払いの履行請求に関する法的措置」を受ける」という事象が発生する可能性がある状況を解消する（なくす）ための、経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が示されていない、ということである。

そうすると、次のことがわかる。それは、そのような経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が[事例3-1]に示されていることを前提とした、前節の(3)で述べたところの、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象が発生する可能性があることを示唆している状況」は、[事例3-1]に示されていないことになるため、そのような「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象が発生する可能性があることを示唆している状況」があることは、上記の「当該借入金の返済及び利息の支払いの履行請求に関する法的措置を受けた場合…当社及び連結子会社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」がある状況が生じる理由にはならない、ということである。

そうであれば、[事例3-1]においては、「会社の事業の継続に影響を与え、特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している、「当該借入金の返済及び利息の支払いの履行請求に関する法的措置を受けた場合…当社及び連結子会社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」がある状況（※4）が生じる理由は、先ほど述べたような、「当連結会計年度末において当社及び連結子会社は支払期限を経過している未返済の借入金及び未払利息を総額7,375百万円有して」いること以外は、[事例3-1]には示されていない、ということになる。そうすると、第1節に示した本稿の議論の前提に従って、上記の※4が生じる理由は、[事例3-1]に示される余地がないことになる。

(3) 「**下記(4)に係る裁判の結果如何によっては、当社及び連結子会社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性**」がある状況に注目して

他方、[事例3-1]に見られるような、「当該借入金の返済及び利息の支払いの履行請求に関する法的措置を受けた場合及び下記(4)に係る裁判の結果如何によっては、当社及び連結子会社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」(傍線筆者)がある状況において、「下記(4)に係る裁判の結果如何によっては、当社及び連結子会社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす」という記述を踏まえて、「当社及び連結子会社の財政状態及び事業継続」に影響を与えるところの、「将来に発生する特定の事象」として、「下記(4)に係る裁判の結果」という事象の発生可能性が、一定程度以上あることが想定されている、と解釈する場合には、次のことが言える。それは、[事例3-1]においては、上記の「当該借入金の返済及び利息の支払いの履行請求に関する法的措置を受けた場合及び下記(4)に係る裁判の結果如何によっては、当社及び連結子会社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」がある状況のうちの、「下記(4)に係る裁判の結果如何によっては、当社及び連結子会社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」がある状況、という形で特定される、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」がある、ということである。

ここで、このような「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容が、「下記(4)に係る裁判の結果如何によっては、当社及び連結子会社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」がある状況、という形で、[事例3-1]に示されている場合に、[事例3-1]については、次の問題が生じる。それは、[事例3-1]において、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、示される余地がないとしても、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指しているところの、「下記(4)に係る裁判の結果如何によっては、当社及び連結子会社の

財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」がある状況は、[事例3-1]に示されている場合に、その状況が生じる理由は、[事例3-1]に示される余地があるのか、という問題である。

この問題について、そのような「下記(4)に係る裁判の結果如何によっては、当社及び連結子会社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」がある状況(※5)については、次の2つのことがわかる。まず、1つ目は、(1): [事例3-1]には、この※5との関係では、「下記(4)に係る裁判の結果」という事象が発生する可能性がある状況を解消するための、経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が示されていないために、経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が[事例3-1]に示されていることを前提とした、前節の(3)で述べたところの、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象が発生する可能性があることを示唆している状況」も、[事例3-1]には示されていないことになるため、そのような状況があることは、上記の※5が生じる理由にはならない、ということである。また、2つ目は、(2): [事例3-1]の内容を踏まえると、そのような「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象が発生する可能性があることを示唆している状況」があること以外の、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している、上記の※5が生じる理由も、[事例3-1]には示されていない、ということである。

そうであれば、[事例3-1]においては、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している、上記の※5、即ち、「下記(4)に係る裁判の結果如何によっては、当社及び連結子会社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」がある状況が生じる理由は、[事例3-1]には示されていない、ということになる。そうすると、第1節に示した本稿の議論の前提に従って、上記の※5が生じる理由は、[事例3-1]に示

される余地がないことになる。

4. 開示制度及び監査上の実務指針の評価

(1) 開示制度の評価

本節では、第2節及び前節の考察を踏まえた上で、将来の開示制度及び監査制度を設計するに当たっての指針を示すために、「継続企業の前提が疑わしい」状況において適用される開示制度、及び監査上の実務指針を評価する。まず、開示制度について、(1):「財務諸表等規則」(2009年4月20日改正)の第8条の27〔制度4-1〕においては、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき」に、「注記しなければならない」事項として、「三 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由」(傍線筆者)に見られるような、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる「その理由」が示されており、(2):日本公認会計士協会(2009b)の「7. 継続企業の前提に関する注記」〔制度4-2〕においては、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき」に、「財務諸表に注記」する事項として、「③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由」(傍線筆者)に見られるような、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる「その理由」が示されている。

[制度4-1]—財務諸表等規則, 第8条の27

「貸借対照表日において、企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提(以下「継続企業の前提」という。)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、貸借対照表日後において、当該重要な不確実性が認められなくなつた場合は、注記することを要しない。

- 一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- 二 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- 三 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- 四 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別(傍線筆者)

[制度4-2]—日本公認会計士協会 (2009b), 7. 継続企業の前提に関する注記

「継続企業の前提が適切であるかどうかを総合的に評価した結果、貸借対照表日において、単独で又は複合して継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、継続企業の前提に関する事項として、以下の事項を財務諸表に注記する。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨」(傍線筆者)

ここで、(1): [制度4-1] においては、「注記しなければならない」事項として、「当該重要な不確実性が認められる旨」、即ち、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は示されているが、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況が、示されているわけではない。また、(2): [制度4-2] においては、「財務諸表に注記」する事項として、「当該重要な不確実性が認められる旨」、即ち、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は示されているが、上記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況が、示されているわけではない。そうであれば、①: [制度4-1] 及び [制度4-2] に従う経営者が、財務諸表の注記には、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨を示すことができるだけである、と考える必要はないことを伝えるために、また、②: 「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、財務諸表の注記に示される余地がないとしても、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況を、経営者が財務諸表の注記に示すことができるように、その「継

継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況を、[1]:「注記しなければならない」事項として、[制度4-1]に示す必要があり、また、[2]:「財務諸表に注記」する事項として、[制度4-2]に示す必要がある¹⁰⁾。

一方、第2節の(3)の議論、及び前節の(1)~(2)の議論を踏まえると、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況が生じる理由として、次の2つのことを想定することができる。まず、1つ目は、①:「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象が発生する可能性があることを示唆している状況」があることである。また、2つ目は、②:「経営者による経営計画や対応等の「経営上の対応」が経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象が発生する可能性があることを示唆している状況」があること以外の、上記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況が生じる理由があることである。

他方、前段落の①及び②で述べたこととは別に、前節の(1)~(3)の議論を踏まえると、次の2つのことを想定することもできる。まず、1つ目は、③:[1]:

10) 詳しくは、坂柳(2016b, 120-121)を参照頂きたいが、(1):[制度4-1]が、「注記しなければならない」事項として「当該重要な不確実性が認められる旨」を示していること、及び(2):[制度4-2]が、「財務諸表に注記」する事項として「当該重要な不確実性が認められる旨」を示していることには、坂柳(2016b, 120-121)で述べた意味で、合理性があるので、①:「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況を、「注記しなければならない」事項として、[制度4-1]に示す必要がある旨を主張しても、その主張によって、[制度4-1]で示されている「注記しなければならない」事項から、「当該重要な不確実性が認められる旨」、即ち、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、削除されることにはならない。また、②:上記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況を、「財務諸表に注記」する事項として、[制度4-2]に示す必要がある旨を主張しても、その主張によって、[制度4-2]で示されている「財務諸表に注記」する事項から、「当該重要な不確実性が認められる旨」、即ち、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、削除されることにはならない。

財務諸表の注記には、経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が示されている、とは解釈できるものの、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象が発生する可能性があることを示唆している状況」が、その財務諸表の注記に示されていないために、あるいは、[2]：財務諸表の注記に、経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が示されていないことによって、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象が発生する可能性があることを示唆している状況」が、その財務諸表の注記に示されていないために、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象が発生する可能性があることを示唆している状況」があることが、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況が生じる理由として、その財務諸表の注記に示されていない、ということである。また、2つ目は、④：「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象が発生する可能性があることを示唆している状況」がないこと以外の、上記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況が生じる理由が、財務諸表の注記に示されていない、ということである。

そうすると、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、財務諸表の注記に示される余地がないとしても、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況は、財務諸表の注記に示されている場合に、先に示した[制度4-1]及び[制度4-2]については、次のことが指摘できる。それは、(1)：2つ前の段落の①及び②で述べたことのみを踏まえると、[制度4-1]で示されている「注記しなければならない」事項として、また、[制度4-2]で示されている「財務諸表に注記」する事項として、上記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不

確実性」が指している状況が生じる理由を示す余地はあるが、(2)：前段落の③及び④で述べたことのみを踏まえると、[制度4-1]で示されている「注記しなければならない」事項として、また、[制度4-2]で示されている「財務諸表に注記」する事項として、上記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況が生じる理由を示す余地はない、ということである。

そうであれば、[制度4-1]及び[制度4-2]については、次のことが言える。それは、(1)：先ほど述べたように、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況を、経営者が財務諸表の注記に示すことができるように、その「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況を、[1]：「注記しなければならない」事項として、[制度4-1]に示す必要があり、また、[2]：「財務諸表に注記」する事項として、[制度4-2]に示す必要があるものの、(2)：「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況が生じる理由については、そのような「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況が生じる理由がある場合には、「その理由」を、①：「注記しなければならない」事項として、[制度4-1]に示す必要があり、また、②：「財務諸表に注記」する事項として、[制度4-2]に示す必要がある、ということである。そのように[制度4-1]及び[制度4-2]に示すことによって、上記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況が生じる理由は、経営者が直面する状況によって、財務諸表の注記に示される場合もあれば、示されない場合もあることを、[制度4-1]及び[制度4-2]を読む利害関係者は、理解することができる。

(2) 監査上の実務指針の評価

続いて、監査上の実務指針を評価する。まず、①：日本公認会計士協会(2009a)の21項([制度4-3])では、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認め

られる場合」に、監査報告書に「追記情報」として記載される事項が示されているが、その事項の中に、「(3) 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及びその理由」(傍線筆者)に見られるような、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる「その理由」がある。また、②：日本公認会計士協会(2011b)のA20項では、「監査報告書の強調事項区分」に記載される事項が示されているが、その事項の中に、「(3) 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及びその理由」(傍線筆者)に見られるような、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる「その理由」がある。

[制度 4-3]—日本公認会計士協会(2009a), 21項

「監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると判断し、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策を講じてもお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合において、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であり、かつ、継続企業の前提に関する事項の注記が適切であると判断したときは、無限定適正意見を表明し、監査報告書に追記情報として次の事項を記載する。

- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する旨及びその内容
- (2) 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- (3) 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- (4) 財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨

なお、(2)の対応策及び(3)のうち継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる理由については、内容を記載する方法に代え、財務諸表における該当部分を参照する方法によることができる。」(傍線筆者)

[制度 4-4]—日本公認会計士協会(2011b), A20項

「監査報告書の強調事項区分に次の事項を記載する。

- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する旨及びその内容
- (2) 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

(3) 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及びその理由

(4) 財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨

なお、(2)の対応策及び(3)のうち継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる理由については、内容を記載する方法に代え、財務諸表における該当部分を参照する方法によることができる。」(傍線筆者)

ここで、次の問題が生じる。それは、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、財務諸表の注記に示される余地がないことによって、(1)：監査報告書上の「追記情報」([制度4-3])として、また、(2)：「監査報告書の強調事項区分」([制度4-4])に、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、示される余地はなくなるとしても、①：「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況、及び②：その「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況が生じる理由は、財務諸表の注記に示される場合に、その「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況が生じる理由を、[1]：[制度4-3]においては、監査報告書上の「追記情報」に記載される事項として、また、[2]：[制度4-4]においては、「監査報告書の強調事項区分」に記載される事項として、示す必要があるのか、という問題である。

この問題について、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、財務諸表の注記に示される余地がないとしても、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況が、財務諸表の注記に示されている場合に、[制度4-3]及び[制度4-4]については、次の2つのことが言える。まず、1つ目は、〈1〉：監査人が、財務諸表の注記を参照した上で、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況を、監査報告書上の「追記情報」

〔制度4-3〕〕として示す、あるいは、「監査報告書の強調事項区分」〔制度4-4〕〕に示すことができるように、上記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況を、(1)：監査報告書上の「追記情報」に記載される事項として、〔制度4-3〕〕に示す必要があり、また、(2)：「監査報告書の強調事項区分」に記載される事項として、〔制度4-4〕〕に示す必要がある、ということである。また、2つ目は、〈2〉：本節の(1)で述べたように、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況が生じる理由がある場合には、「その理由」を、①：「注記しなければならない」事項として、〔制度4-1〕〕に示す必要があり、また、②：「財務諸表に注記」する事項として、〔制度4-2〕〕に示す必要がある、ということ踏まえると、上記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況が生じる理由がある場合には、「その理由」を、〔1〕：〔制度4-3〕〕においては、監査報告書上の「追記情報」に記載される事項として示す必要があり、〔2〕：〔制度4-4〕〕においては、「監査報告書の強調事項区分」に記載される事項として示す必要がある、ということである。

5. 本稿の結論、貢献、今後の課題

本稿の第1節では、次の問題を提示した。それは、(1)：「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、財務諸表の注記に示される余地がないとしても、(2)：「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況は、財務諸表の注記に示されている場合に、その「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況が生じる理由は、その財務諸表の注記に示される余地があるのか、という問題である。

この問題について、第2節の(3)では、次のことが指摘された。それは、①：

第2節の(1)で示した〔事例2-1〕に見られる「新規事業及び業務提携については緒についたばかり」である状況、及び②：第2節の(2)で示した〔事例2-2〕に見られる「基本方針の達成にはいずれも諸困難と不確実性が伴うことも事実」である状況は、一般的には、「〔経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象が発生する可能性があることを示唆している状況」という形で記述できるので、一般的には、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況が生じる理由、即ち、「〔経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象が発生する可能性があることを示唆している状況」があることが、財務諸表の注記に示される余地がある、ということである。このことが、本稿の1つ目の結論である。

また、第3節の(1)～(2)の議論を踏まえると、次のことがわかる。それは、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況が生じる理由として、第2節の(3)で示したような、「〔経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象が発生する可能性があることを示唆している状況」があること以外の、[1]：第3節の(1)で示したような、「当社及び連結子会社の事業継続の可否」が「グランデ・グループから当社及び連結子会社の事業継続に必要な十分な財政的支援が今後も引き続き得られるか否かにかかって」いる状況が生じる理由である、「当社及び連結子会社は長期に亘る業績の低迷とそれに伴う株価の低迷により、市中銀行からも株式市場を通じての一般投資家からも十分な資金調達をすること」が「困難な状況」にあること、及び[2]：第3節の(2)で示したような、「当該借入金の返済及び利息の支払いの履行請求に関する法的措置を受けた場合…当社及び連結子会社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」がある状況が生じる理由である、「当連結会計年度末

において当社及び連結子会社は支払期限を経過している未返済の借入金及び未払利息を総額7,375百万円有して」いることのような、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況が生じる理由が、財務諸表の注記に示される余地がある、ということである。このことが、本稿の2つ目の結論である。

他方、上記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況が生じる理由との関係で、(1)：第3節の(1)で示した「当社及び連結子会社の事業継続の可否」が「グランデ・グループから当社及び連結子会社の事業継続に必要な十分な財政的支援が今後も引き続き得られるか否かにかかって」いる状況について、[事例3-1]には、「グランデ・グループ」からの「当社及び連結子会社の事業継続に必要な十分な財政的支援」という形の、経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が示されている、とは解釈できるものの、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象が発生する可能性があることを示唆している状況」は、[事例3-1]には示されていなかった。また、(2)：第3節の(2)で示した「当該借入金の返済及び利息の支払いの履行請求に関する法的措置を受けた場合…当社及び連結子会社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」がある状況については、その状況との関係では、「当該借入金の返済及び利息の支払いの履行請求に関する法的措置」を受ける」という事象が発生する可能性がある状況を解消するための、経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、[事例3-1]に示されていないために、「経営上の対応」が経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象が発生する可能性があることを示唆している状況」も、[事例3-1]には示されていなかった。

そして、(3)：①：第3節の(3)で示した「下記(4)に係る裁判の結果如何によっては、当社及び連結子会社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」がある状況についても、その状況との関係では、「下記(4)に係る裁判の結果」という事象が発生する可能性がある状況を解消するための、経営者による経営

計画や対応策等の「経営上の対応」が、[事例3-1]に示されていないために、「経営上の対応」が経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象が発生する可能性があることを示唆している状況」も、[事例3-1]には示されていない。また、②：第3節の(3)で示した「下記(4)に係る裁判の結果如何によっては、当社及び連結子会社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」がある状況については、[事例3-1]の内容を踏まえると、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象が発生する可能性があることを示唆している状況」以外の、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況が生じる原因となる状況も、[事例3-1]には示されていない。

ここで、2つ前の段落の(1)～(2)、及び前段落の(3)で述べたこと、そして本稿の第3節で述べたことを踏まえると、次のことがわかる。それは、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況が生じる原因となる状況が、財務諸表の注記に示されていないために、即ち、そのような「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況が生じる理由が、財務諸表の注記に示されていないために、第1節に示した本稿の議論の前提に従って、そのような「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況が生じる理由が、その財務諸表の注記に示される余地がない場合がある、ということである。このことが、本稿の3つ目の結論である。

他方、第4節では、第2節及び第3節の考察を踏まえて、[制度4-1]～[制度4-4]を評価し、第4節の(1)では、次のことが指摘された。それは、①：「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況、及び②：そのような「継続企業の前提に関する重要な不確実

性」が指している状況が生じる理由がある場合には、「その理由」を、[1]:「注記しなければならない」事項として、[制度4-1]に示す必要があり、また、[2]:「財務諸表に注記」する事項として、[制度4-2]に示す必要がある、ということである。

そうすると、次の問題が生じる。それは、(1):「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況が、財務諸表の注記に示されており、(2):その「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況が生じる理由も、その財務諸表の注記に示される余地がある場合に、その「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況が生じる理由は、その財務諸表に、どのような形で示されることになるのか、という問題である。

この問題について、本稿の議論を踏まえると、第2節の(1)で示した[事例2-1]、及び第2節の(2)で示した[事例2-2]には、①:「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況が生じる理由、即ち、「[経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象が発生する可能性があることを示唆している状況」がある旨を示している記述の形で、そして、第3節の(1)で示した[事例3-1]には、②:「[経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象が発生する可能性があることを示唆している状況」がある旨を示している記述以外の、上記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況が生じる理由を示している記述の形で、上記の問題に対する答えになる記述が含まれていることがわかる。そうであれば、本稿は、[1]:「[経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象が発生する可能性があることを示唆している状況」がある旨を示している記述、及び[2]:「[経営者による経営計画や対応策等の

「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象が発生する可能性があることを示唆している状況」がある旨を示している記述以外の、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している状況が生じる理由を示している記述を踏まえて、将来の開示制度及びその影響を受ける監査制度の設計に当たって、上記の問題に対する答えになる、[事例2-1]、[事例2-2]、そして、[事例3-1]を示したことになる。このことが、本稿の貢献である。

一方、坂柳（2016a, 133-135）で示した株式会社ディー・ディー・エスの2009年連結財務諸表の注記においては、「当社事業グループの事業の継続は上記の収益性の改善と財務体質の強化を中心とした諸施策の成否に依存して」おり、「こうした施策への取組みが完了前である」ことから、「当社グループは継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる」とともに、「当社グループ存続に重大な懸念を生ずる可能性が存在」することがわかる¹¹⁾。詳しくは、この注記を参照頂きたいが、この注記に見られるような、「こうした施策への取組みが完了前である」ことによって生じる、「当社グループ存続に重大な懸念を生ずる可能性が存在」する状況は、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況」を生み出す原因となる状況ではないことがわかる。他方、上記の株式会社ディー・ディー・エスの2009年連結財務諸表の注記と対比すると、本稿で示した [事例2-1]、[事例2-2] は、2002年に改訂された監査基準が適用される前に公表された事例であるため、(1)：[事例2-1] については、「新規事業及び業務提携については緒についたばかり」である状況によって生じる、と理解できる「新規事業及び業務提携」の「進展如何によっては会社の継続性に重要な影響を及ぼす可能性が残されている」状況、及び(2)：[事例2-2] については、「基本方針の達成にはいずれも諸困難と不確実性が

11) 坂柳（2016a, 157）に見られる「…そこでは、当社事業…」は、「…そこでは、「当社事業…」の誤りである。

伴うことも事実」である状況によって生じる、と理解できる「基本方針」の「達成如何によっては今後の当社グループの事業の継続性に重要な影響を与える可能性」がある状況が、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」、あるいは「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況のような、「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれるかどうかを、議論することはできないことがわかる。

このことを踏まえると、次の問題が生じる。それは、上記の〔事例2-1〕及び〔事例2-2〕から想定できる、「〔経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象が発生する可能性があることを示唆している状況」によって生じるところの、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となることはあるのか、という問題である。将来の開示制度及び監査制度を設計するに当たっての指針を示すために、日本の開示制度及び監査制度だけでなく、例えば、AICPA（1988）、AICPA（2012）、IFAC（2009）、IFAC（2015）の分析及び評価を行いながら、この問題を考察することが、今後の課題である。

[引用文献]

AICPA (1988), American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), Statement on Auditing Standards (SAS) No.59, *The Auditor's Consideration of an Entity's Ability to Continue as a Going Concern*, April 1988.

AICPA (2012), AICPA, SAS No.126, *The Auditor's Consideration of an Entity's Ability to Continue as a Going Concern* (Redrafted), July 2012.

IFAC (2009), International Federation of Accountants (IFAC), International Standard on Auditing (ISA) 570, *Going Concern*, in: Handbook of International Standards on Auditing and Quality Control, 2009 Edition, New York: IFAC, April 2009.

IFAC (2015), IFAC, ISA 570 (Revised), *Going Concern*, January 2015.

企業会計審議会 (2009), 企業会計審議会, 「監査基準の改訂に関する意見書」, 2009年4月9日.

坂柳 (2014), 坂柳 明, 「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応—財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(1)—」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第65巻第2・3合併号, 2014年12月.

坂柳 (2016a), 坂柳 明, 「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応—財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(5)—」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第66巻第4号, 2016年3月.

坂柳 (2016b), 坂柳 明, 「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応—財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(6)—」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第67巻第1号, 2016年7月.

坂柳 (2017), 坂柳 明, 「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応—「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に注目して—」, 『産業経理』, 第76巻第4号, 2017年1月.

日本公認会計士協会 (2009a), 日本公認会計士協会, 監査基準委員会報告書第22号, 「継続企業の前提に関する監査人の検討」, 2009年4月21日改正.

日本公認会計士協会 (2009b), 日本公認会計士協会, 監査・保証実務委員会報告書第74号, 「継続企業の前提に関する開示について」, 2009年4月21日改正.

日本公認会計士協会 (2011a), 日本公認会計士協会, 監査基準委員会報告書(序), 「監査基準委員会報告書の体系及び用語」, 2011年12月22日.

日本公認会計士協会 (2011b), 日本公認会計士協会, 監査基準委員会報告書570, 「継続企業」, 2011年12月22日.